

経営革新等支援機関の認定

平成24年12月21日

「経営革新等支援機関」の認定について

岐阜商工信用組合は、平成24年8月30日に施行された、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（「中小企業経営力強化支援法」）」に基づく経営革新等支援機関として認定を受けましたので、お知らせいたします。

同法では、金融機関等に対し地域密着型金融推進の一環としてコンサルティング機能を発揮し、中小企業者への支援業務を行うことを求めており、同支援業務を行う専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を、「経営革新等支援機関」として国が認定する制度が創設されています。

当組合では、平成24年12月21日に「経営革新等支援機関」の認定を受け、これまで以上に地域金融機関としてのコンサルティング機能を一層強化し、中小企業への支援を充実させてまいります。

*

【ご利用いただける相談内容】

「金融・財務」、「創業支援」、「事業計画策定支援」、「事業承継」、「M&A」、「販路開拓・マーケティング」

【認定を受けたことにより取り扱いを開始した保証制度】

「経営力強化保証制度」（岐阜県信用保証協会、岐阜市信用保証協会）

※ 経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者が対象となります。

ご相談、保証制度の詳細・お申込みは、最寄の店舗へお問い合わせ下さい。

担当部署 融資管理部経営支援課

TEL 058-214-6289

FAX 058-266-8258